

コロナ禍も予定通りの所得税大改正一年末調整も複雑に!

●年末調整書類が大幅改訂! キーワードは“**基・配・所**”



◆基礎控除は

自己申告制へ!

一律38万円の基礎控除が「48万円」に増額されます。所得制限があるため、自己申告制になります。

◆所得金額調整控除の記入もれに注意!

給与所得控除の改正で、年収850万円超のサラリーマンは一律増税に。

子育て世帯などは、最大15万円の控除がとれる特例がありますので、忘れず記入しておきましょう!



令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	あなたの氏名
税務署長	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所	

～記載に当たってのご注意～

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

配 偶者控除等申告書 (改正なし)

★次の場合に、記入!

- 本人の合計所得金額：1,000万円以下
かつ
- 配偶者の同所得：133万円以下

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

基 礎控除申告書 (改正点)

★原則、全員が記入!

◆所得金額調整控除申告書◆

所 得金額調整控除申告書 (改正点)

★年収850万円超で、特別障害者や23歳未満の扶養親族がいる場合に記入!

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

●基礎控除の改正点

改正前は一律38万円の基礎控除は、合計所得金額が2,400万円までは「48万円」に。超えると減額され、2,500万円超でゼロに。



合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

●子育て世帯の負担軽減策

年収850万円超でも、●23歳未満の扶養親族がいたり、●本人、配偶者、扶養親族が特別障害者なら、“**所得金額調整控除**”で、最大15万円控除できます。

所得金額調整控除の計算方法

(給与年収(1,000万円超は1,000万円) - 850万円) × 10% (例：年収1,000万円⇒15万円)

- ★扶養控除と違い、子が15歳以下でも控除OK!
- ★扶養控除に入れていない子ども対象に!
- ★共稼ぎ夫婦：それぞれ年収が850万円超なら、2人とも控除を受けられます。

●ひとり親控除も登場!

「ひとり親控除」制度が創設され、“合計所得金額500万円以下”で“ひとりで子育て中”なら、性別に関係なく35万円の所得控除をとることができます。離婚条件はないので、シングルマザー(ファザー)も対象に!

ちなみに、扶養する子がいなくても、夫と離婚、死別した女性(合計所得金額500万円以下)は「寡婦控除」27万円の所得控除がとれます(改正なし)。これは女性だけの特典で、男性にはこうした控除の特例はありません。



◆ひとり親控除と寡婦控除のまとめ◆

新制度	状態	本人の所得要件	所得控除額
ひとり親控除	・現在独身で扶養すべき子(所得48万円以下)がいる	500万円以下	▲35万円
	・シングルマザー・ファザー、離婚後独身など(事実婚の相手なし)		
寡婦控除	・夫と離別後、再婚していない女性(事実婚の相手なし)	500万円以下	▲27万円
	・夫と死別後、再婚していない女性(事実婚の相手なし)		